

平成 17 年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果（概要）

1．土壤汚染対策法の施行状況について

都道府県及び土壤汚染対策法の政令市を対象に、平成 17 年度における土壤汚染対策法の施行状況について調査を行ったところ、その状況は以下のとおり。

平成 17 年度に土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土壤汚染状況調査の結果が報告された件数及び指定区域に指定された件数は、いずれも平成 16 年度と比べて増加しており、土壤汚染の浄化等の対策が進められている。（なお、平成 14 年度については、法施行日（平成 15 年 2 月 15 日）から平成 15 年 3 月 31 日までの集計となっている。）

（1）土壤汚染状況調査

平成 17 年度における法に基づく土壤汚染状況調査結果の報告件数は 183 件であり、法施行から平成 17 年度末までの累計では 437 件となった。（図 1）

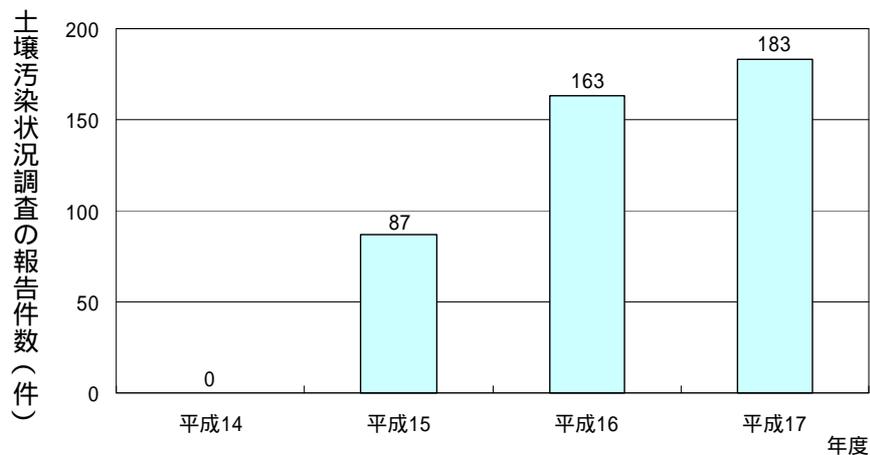


図 1 土壤汚染状況調査結果の報告件数の推移

(2) 指定区域

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過して指定区域として平成17年度に指定されたのは48件であり、法施行から平成17年度末までの累計では112件となった。(図2)

なお、指定区域において土壌汚染が除去され、指定が解除されたのは平成17年度に24件であり、法施行から平成17年度末までの累計では50件となった。この結果、平成17年度末時点における指定区域数は62件であった。

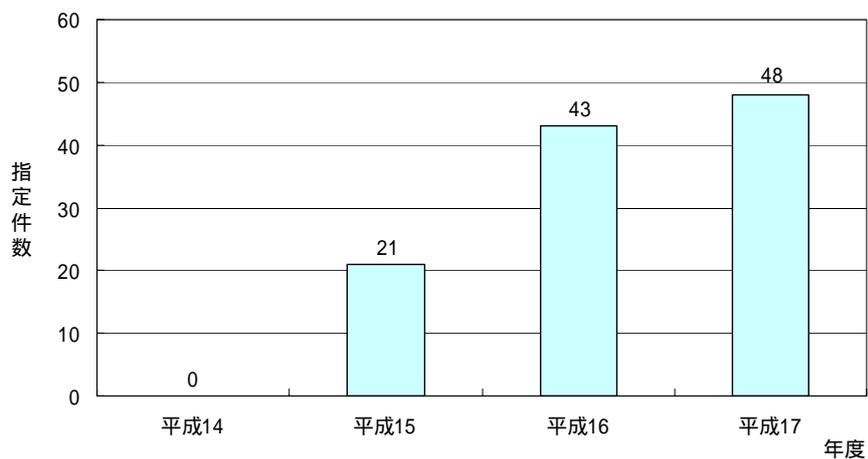
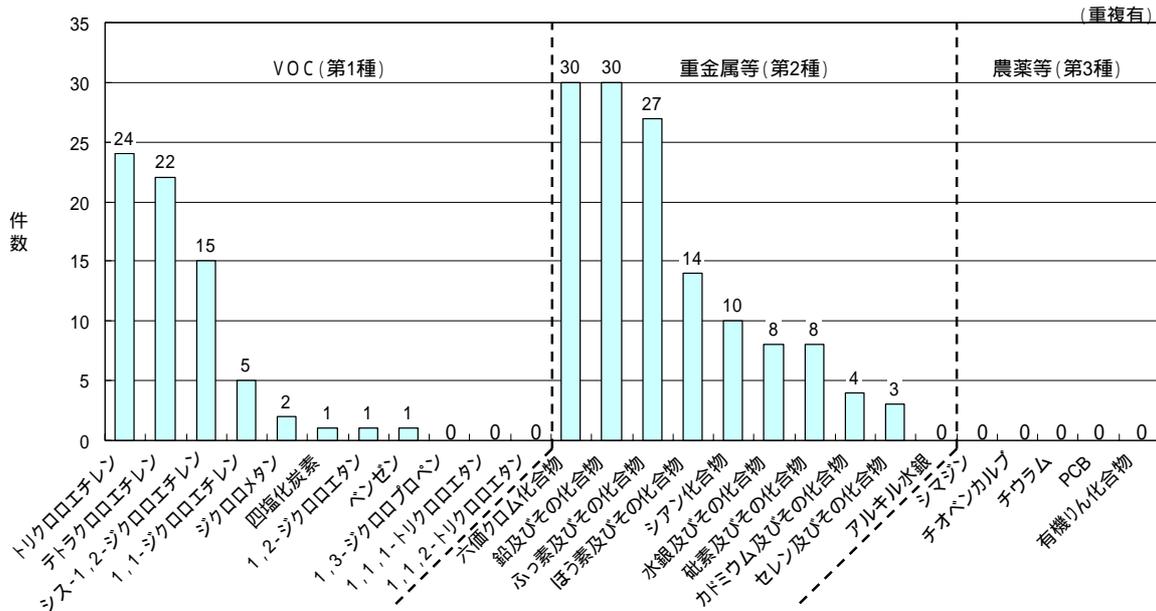


図2 指定区域に指定された件数の推移

(3) 指定基準超過物質

平成 17 年度末までに指定された 112 件の指定区域について、指定基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第 1 種特定有害物質）は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが多く、重金属等（第 2 種特定有害物質）では、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物が多くなっている。（図 3）



(注) 1つの指定区域において、複数の特定有害物質について指定基準を超過することがあるため、指定区域の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

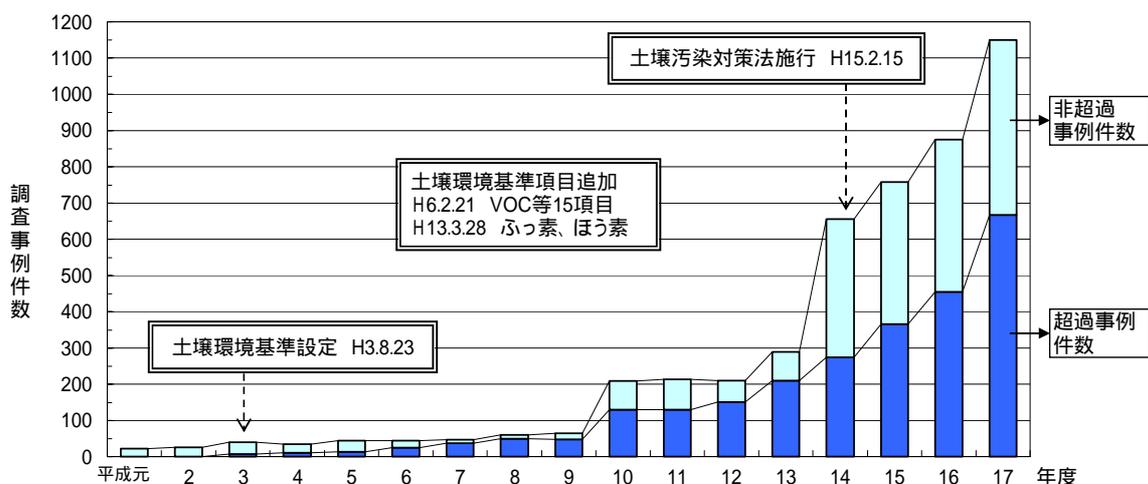
図 3 指定区域における指定基準超過物質
(法施行から平成 17 年度末までの累計)

2. 土壌汚染の調査・対策事例について（法に基づかない事例を含む）

法に基づくもののみならず、条例・要綱に基づくもの、あるいは自主的な取組によるものなど都道府県・政令市が把握している土壌汚染の調査・対策事例の状況は以下のとおり。

（1）調査

都道府県・政令市が把握している土壌汚染の調査事例（以下「調査事例」という。）は、平成17年度まで累計で4,887件であり、そのうち超過事例（指定基準又は土壌環境基準に適合していないことが判明した事例）は2,573件であった。平成17年度では、調査事例1,149件のうち、超過事例は667件であった。（図4）



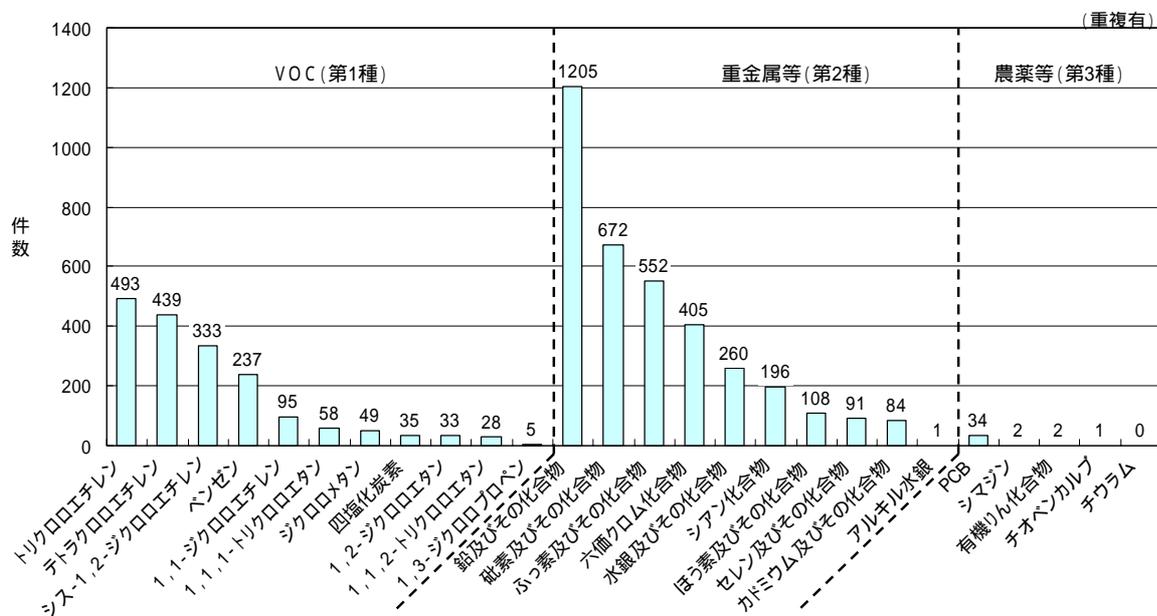
年度	昭和49以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	758	875	1149	4887
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	90	164	183	437
超過事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	365	454	667	2573
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43	48	112

- 注1) 集計の対象は、昭和50年度以降に都道府県、政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が昭和50年度以降に把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。
- 注2) 各年度の集計基準は以下の通り。
 「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事（政令市長）にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
 「超過事例」は、法に基づく事例は指定区域に指定された年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
- 注3) 法に基づく調査事例は、施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

図4 年度別の土壌汚染調査事例件数及び基準超過事例件数の推移

また、超過事例 2,573 件について、指定基準又は環境基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第1種特定有害物質）では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンの順に多くなっており、重金属等（第2種特定有害物質）では、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の順に多くなっている。（図5）



注) 1 件の事例において複数の特定有害物質が指定基準を超過することがあるため、超過事例の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

図5 指定基準項目及び環境基準項目別の基準超過物質
(平成3年度から平成17年度までの累計)

(2) 対策

超過事例(平成17年度667件、平成3年度からの累計2,573件)に関する汚染の除去等の措置の内容を表1に示す。平成17年度における措置の内容をみると、VOC(第1種特定有害物質)超過事例では原位置浄化及び掘削除去が多く、重金属等(第2種及び第3種特定有害物質)超過事例及び複合汚染事例では掘削除去が多かった。

表1 汚染の除去等の措置の内容

(件数:複数回答有)

	超過事例		VOC (第1種) 超過		重金属等 (第2種) 超過		農薬等 (第3種) 超過		複合汚染		
	H17	累計	H17	累計	H17	累計	H17	累計	H17	累計	
地下水の水質の測定	80	(395)	25	(191)	29	(130)	1	(1)	25	(73)	
土壌汚染の除去	掘削除去	327	(1573)	48	(257)	234	(1078)	3	(3)	42	(235)
	原位置浄化	112	(726)	58	(471)	17	(71)	0	(0)	37	(184)
	バイオレメディエーション	5	(49)	2	(29)	0	(3)	0	(0)	3	(17)
	化学的分解	20	(74)	10	(35)	3	(10)	0	(0)	7	(29)
	土壌ガス吸引	19	(218)	14	(174)	1	(5)	0	(0)	4	(39)
	地下水揚水	58	(340)	28	(217)	9	(40)	0	(0)	21	(83)
	土壌洗浄	5	(20)	1	(6)	3	(9)	0	(0)	1	(5)
	その他	5	(25)	3	(10)	1	(4)	0	(0)	1	(11)
封原 めじ位 込置	鋼矢板工法	8	(45)	1	(4)	5	(26)	1	(1)	1	(14)
	地中壁工法	1	(21)	0	(2)	1	(14)	0	(0)	0	(5)
	その他	0	(28)	0	(2)	0	(20)	0	(0)	0	(6)
	遮水工封じ込め	1	(9)	0	(0)	1	(6)	0	(0)	0	(3)
	原位置不溶化	1	(63)	0	(2)	0	(51)	0	(0)	1	(10)
	不溶化埋め戻し	5	(56)	0	(2)	5	(48)	0	(0)	0	(6)
	遮断工封じ込め	0	(31)	0	(2)	0	(23)	0	(0)	0	(6)
替入土 えれ壤	指定区域内土壌入れ替え	9	(13)	1	(1)	5	(8)	0	(0)	3	(4)
	指定区域外土壌入れ替え	22	(43)	4	(8)	11	(23)	0	(0)	7	(12)
	盛土	4	(76)	0	(2)	2	(63)	0	(0)	2	(11)
舗装	コンクリート舗装	23	(104)	0	(4)	17	(83)	0	(0)	6	(17)
	アスファルト舗装	35	(121)	0	(4)	32	(95)	0	(0)	3	(22)
	立入禁止	10	(68)	2	(13)	7	(44)	0	(0)	1	(11)
	その他	4	(253)	0	(112)	3	(112)	0	(0)	1	(29)
	回答事例数	456	(2137)	91	(522)	294	(1312)	4	(4)	67	(299)

注1) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成17年度末までの累計件数である。

注2) 1つの区域において、複数の措置が行われることがあるため、措置の内容の合計数と指定区域件数とは一致しない。

(参考1) 平成19年9月30日現在における土壤汚染状況調査の実施状況及び
指定区域の状況について(速報値)

土壤汚染状況調査の結果報告件数、指定区域として指定された件数等について、土壤汚染対策法の施行から平成19年9月30日現在までの状況の速報値は以下のとおり。

	平成19年9月30日 現在(速報値)	<参考> 平成17年度末時点
土壤汚染状況調査結果の報告件数 (法第3条及び法第4条)	809件	437件
指定区域として指定された件数	240件	112件
指定区域の指定が解除された件数 (区域の一部のみが指定解除されたものを除く。)	112件	50件

土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

仕組み

